

■ 平成21年3月18日付け西胆振地域廃棄物広域処理施設に係る保証
期間終了の確認「覚書」締結経過

- ① 平成15年4月からの本格的ごみ投入処理以降、特に、灯油使用増加や定期点検以外の機器不都合による補修などプラントの機能不全が顕著であることから、その主な要因であった高温空気加熱器を中心とした補修を進めてきた。
- ② その対応の根拠としては、西胆振地域廃棄物広域処理施設建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）第45条第2項の規定及び同契約別紙2のIIの保証期間の規定に基づき、平成17年3月31日付で西胆振環境株式会社社長名により、「平成19年3月31日まで」保証期間を延長することの通知がなされ、また、平成19年3月31日付けで未だ機器の不具合を生じていることから、同契約第44条の「かし担保責任」に基づく保証期間の延長として「平成21年3月31日」まで延長することの提案が日鋼・三造・物産特別共同企業体代表者日本製鋼所社長名でなされた。
- ③ この間、定期補修時に高温空気加熱器の伝熱管の材質を鋳鋼管からセラミックス管に替えることやセラミックス管のひび割れ防止などの改修を行ってきた結果、灯油使用量は、平成17年度では対前年比48.2%の減、平成18年度では11.1%減、平成19年度では29.2%の減、平成20年度では17.5%の増となったものの減少傾向とはなっている。
- ④ 広域連合としては、定期改修による稼動も安定してきたことから、これまで性能保証延長の根拠としてきた請負契約第45条及び第44条に基づく期間について、平成20年3月末をもって満了させること

について協議を重ねてきた結果、保証期間満了に伴うとする「覚書」を締結する前提として、建設JVによる「清掃灰の処理検討」、「燃焼溶融炉内耐火物の維持」及び「灯油使用量の削減継続」を明記した議事録の確認を含め、平成21年3月18日付けで双方合意したものである。

- ⑤ これにより、今後、焼却施設に関して故障等の発生がある場合には、原因が明瞭である場合を除き、請負契約第64条（契約に定めのない事項）に基づき協議を行うこととなる。

覚 書

西いぶり広域連合（以下「甲」という。）と日鋼・三造特別共同企業体（以下「乙」という。）とは、甲乙間に締結された平成13年1月15日付け西胆振地域廃棄物広域処理施設建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）に関し、以下の事項に合意し、本覚書を作成する。

第1条（保証期間終了の確認）

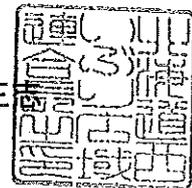
甲及び乙は、平成20年3月末日までに広域処理施設の機器の一部が改修されたことを受け、平成20年3月末日をもって、請負契約書第44条（かし担保責任）及び第45条（保証期間中の乙の性能保証責任）が期間満了によって終了したことを相互に確認する。

本覚書作成の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成21年3月18日

甲：西いぶり広域連合

広域連合長 新宮正



乙：日鋼・三造特別共同企業体

代表者 株式会社日本製鋼所

取締役 室蘭製作所長 村井悦夫



平成21年3月18日

西いぶり広域連合・建設JV／保証期間満了に伴う協議事項の確認（議事録）

○日時：平成21年3月18日（水）14時～

○場所：メルトタワー21 連合殿2階会議室

○出席者

1. 西いぶり広域連合：表局長殿、中畑総務課長殿、東川総務課主幹殿
2. 建設JV／保証期間満了協議代表：三井造船／大久保、川口

○目的

西いぶり広域連合殿と建設JVとの間の平成21年3月18日付け「覚書」の前提に係る協議事項に関する基本的な考え方を確認するため。

なお、以下の協議事項は、三井造船及び日本製鋼所作成の「西胆振環境（株）の経営状況に関する株主としての見解と対応」の趣旨に鑑み、協議したものである。

○協議結果

両者協議し、以下の事項について相互に確認した。

1. 定期点検時に燃焼溶融炉・高温空気加熱器・廃熱ボイラー及び減温塔から排出される清掃灰の処理方法については、建設JVは、引き続きより良い処理方法の検討に努める。
2. 広域処理施設のより良い運営のために、建設JVは、引き続き燃焼溶融炉内の耐火物の維持に努めるものとする。
3. 平成20年3月末日までの広域処理施設の改修によって灯油使用量は削減された。広域処理施設のより良い運営のために、建設JVは、引き続き灯油使用量の削減に努める。

建設JV代表 三井造船 酒井 (印)
上記内容を確認した旨を印する。

西いぶり広域連合／表 (印)

以上

西いぶり広域連合殿

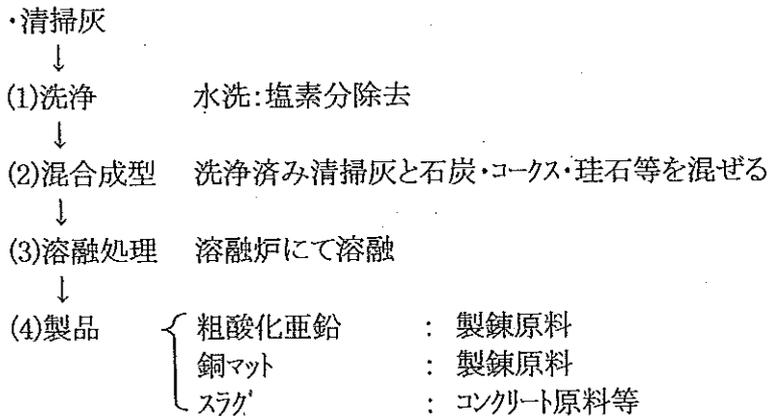
三井造船株式会社
環境技術部
部長 大久保 豊

清掃灰の資源化について(報告)

1. 目的

シャットダウン作業時に発生する“(1)HTAH1パズ灰、(2)HTAH2パズ灰、(3)減温塔灰”を一般廃棄物として山元還元による資源化处理することを本検討の目的とします。

『山元還元プロセス概要』



2. 清掃灰の分析

シャットダウン時に採取した前述の清掃灰(3種類)のサンプルを分析し、三井金属鉱業(株)グループでの資源化处理について検討を行ないました。

2-1 含有量について

“(1)HTAH1パズ灰、(2)HTAH2パズ灰、(3)減温塔灰”共に、山元還元プロセス上の問題はありません。

2-2 溶出量について

溶出基準(環告13号:金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令)を超過する項目があります。

※ “(3)減温塔灰”は、水銀(Hg)基準値を超過。

“(1)HTAH1パズ灰”は、6価クロム(Cr⁶⁺)基準値を超過。

2-3 処理の可否

物理的性状面ではHTAH1パズ及び、HATH2パズ灰には塊状灰が混じっており、山元還元処理プロセス上、粉砕処理が必要となりますが受入可能です。

定期的な性状確認は必要ですが、“(1)HTAH1パズ灰、(2)HTAH2パズ灰、(3)減温塔灰”の受入は可能です。

3. その他

(1) 地域外からの一般廃棄物の受入となる為、受入先である大牟田市殿との“一般廃棄物搬入に関する事前協議”が必要となります。

※諸手続きに必要な期間 : 1ヶ月程度

(2) 輸送手段はJR貨物を想定しており、引き取り条件は現地での車上渡しとなります。

以上